

海外派遣者のオーラルケアをサポートして

特別編 歯磨き剤のフッ化物の濃度変更について

2017年3月に薬事法が改正され、歯磨き剤に配合可能なフッ化物の上限が1500ppmとなりました。具体的にはどのような変化なのか、「海外派遣者のオーラルケアをサポートして」シリーズで、日本と海外の歯科の違いについて書いてくださった萩原麻美先生にお話を伺いました。

先生には、同シリーズの2016年3月「海外における歯科医療事情～ドイツ」、2016年5月「海外における歯科医療事情～北欧」、2016年7月「海外と日本の口腔ケアグッズ」で歯磨き剤のフッ化物含有量について解説頂いております(*)。

このたびの法律改正を受けて、知っておきたいポイントなどを教えていただきました。

* 各記事の目次掲載 URL

http://www.jomf.or.jp/include/disp_text.html?type=n100&file=2016100101

[回答と解説]

東京小児療育病院 歯科診療科長

萩原 麻美

Q1. 今年、歯磨き剤のフッ化物の濃度が変わったそうですが具体的にはどのような変更でしょうか？

A. 平成29年3月17日の薬事法改正によりフッ化物の上限はこれまでの1000ppmから1500ppmとなり、欧米と同じになりました。

その背景には「大人むし歯」とよばれる成人期におけるう蝕の増加があげられます。永久歯の経年的なう蝕は増加しており、DMFS（一人平均の虫歯のある面数と詰めた歯面数、抜いた歯の合計）の増加からも、大人になってもむし歯は増えていることがわかります。

加齢や歯周病で歯肉退縮が起こると、それに伴い露出した根面は象牙質のため、エナメル質部分に比べてう蝕になりやすいのです。これを根面う蝕といいます。普通のう蝕に加えて、成人には根面う蝕の予防も必要となります。

現在は、すべての年齢でう蝕予防にフッ化物が必要とされています。

Q2. そうすると、海外で普通に売られているものと同じ歯磨き剤が日本で手に入るということでしょうか？

A. 欧米、アジアのほとんどの国では1500ppmの歯磨き剤が入手できます。同じ濃度のもの

が日本でも既に発売されていますので、今後購入可能になるでしょう。

Q3. 濃度の高いものを使用する際に注意すべきことはありますか？

A. 6才未満には1500ppmの歯磨き剤は使用できません。注意事項をよくお読みになってご使用ください。

う蝕予防のための歯磨きでは、フッ化物を歯磨き後に口腔内にとどめる配慮が必要です。歯磨き剤を2センチほど使用し、ブラッシング後は大さじ1杯程度（およそ10ml）の水で一回うがいをしましょう。そして、約1時間飲食は控えたほうがよいでしょう。毎食後の歯磨きでご使用になることをおすすめします。

Q4. 海外駐在する場合、なにか留意事項はあるでしょうか？ また、今までに海外の相談会で歯のケア用品に関して受けた相談ではどのようなことがありましたか？

A. 歯磨き剤、デンタルリンスは日本と海外で差はありません。歯ブラシについてはサイズや種類の豊富な日本の製品の中で自身に適したものを日本で購入されることをお勧めします。個人に合った口腔ケアグッズを選択することは効率の良い口腔ケアのためにはとても大切です。

海外での相談会で、「非常に高濃度のフッ化物ジェルを歯科医院で週2~3回使用するよう言われ、ドラッグストアで購入したがどのようなものか知りたい」という質問を受けました。高濃度なので気になったかと思いますが、海外ではこのような処方がされるケースもあります。

日本にはないフッ化物入りタブレット（錠剤）を処方された方もいるかもしれません。このタブレット服用はこれから永久歯が作られる年齢の子どもに有効です。生える前の年齢ということです。

◆編集部より：今回はフッ化物の濃度上限が変わったことを受けて、コメントをいただきました。今後も歯科に関して新しい話題や繰り返しお知らせしたい情報を随時お伝えします。また、JOMFの海外巡回相談先にお住まいの会員の方はぜひ相談会へいらしてこの機会をご活用ください。

◆参考になるサイト：

厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト e-ヘルスネット

<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/teeth/h-02-007.html>

歯磨剤工業会

<http://www.hamigaki.gr.jp/hamigaki1/fusso04.html>